那覇港外貿貨物増大検討業務（Ｒ３）
企画提案仕様書

１．業務名称

那覇港外貿貨物増大検討業務（Ｒ３）

２．履行期間

契約締結の日から令和４年２月 25 日まで

３．業務目的

那覇港では、輸入移入超過、いわゆる「片荷輸送」となっていることや外貿貨物の取扱量が少ないことが要因で海上輸送コストが割高となっている。この課題の解決に向け「新たな方策」※1を検討しており、本業務では「新たな方策」を促すための調査及び新たな支援制度※2（案）の実証実験の運営を行う。その検証を通じて、那覇港における「新たな方策」の可能性と関係者への影響を把握するものである。

※１新たな方策とは「移入から輸入への転換など」のことをいう。

※２新たな支援制度とは「輸入への助成」のことをいう。

４．業務内容

４．１　計画準備、協議・報告

ア　計画準備

本業務を行うに当たって目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を整理する。

イ　協議・報告

本業務を行うに当たって、以下の段階で調査職員と打合せ・協議を行う。

初　回：計画準備段階

中　間：中間打合せ

最　終：報告書作成段階

４．２　実施計画の作成

過年度業務で作成した、新たな支援制度（素案）を実効性の高い（案）とするため、対象とする関係者や取組内容、工程計画、実施体制等について具体的な実施要項を作成する。

あわせて課題の把握及び効果の検証のために必要な調査項目、頻度、分析手法等を提案し、実証実験の実施に向けた全体計画を作成する。

４．３　実証実験の実施に向けた体制の構築（関係者との意見交換を含む）

新たな支援制度（素案）に対し、関係者からの意見を広く収集・集約し、実証実験の目的に資する対象貨物の抽出やその輸送体制の現状を把握することにより、公平性・利便性を高

い新たな支援制度（案）を作成するとともに、関係者に対して実証実験の参加意向調査を実施する。

４．４　実証実験の運営

実証実験を運営する。運営に際しては、輸出入貨物実績等のデータ※1を収集・管理する。業務内容には実証実験参加者※2との調整や、提出書類※3の確認・指導等を含むものとする。詳細については、調査職員と協議の上、決定する。

※１　日付や輸送量等が分かる資料（Ｂ／Ｌ等）

※２　最大５者を想定

※３　実証実験の申請等にかかる書類

※４　実証実験参加者への補助金の執行は那覇港管理組合で対応。

【参考：事業進行予定表（例）】

	令和３年				
	８月	９月	10 月	11 月	12 月
令和３年度事業	公募・申請書類の受付、実績報告の受付等 申請者対応 （提出書類の指導など※１、※３）				

４．５　モニタリングの実施

実証実験の効果を検証するために、モニタリングを実施する。モニタリングの詳細な内容については、特定テーマ２を踏まえ調査職員と協議の上、決定する。

４．６　関係機関への事後ヒアリング

モニタリング結果を踏まえ、関係機関に対し実証実験の影響についてヒアリングを行う。

４．７　効果の検証、課題の把握

実証実験の際のモニタリングやその後のヒアリング結果をとりまとめ、輸送コスト低減等への効果を検証し、片荷輸送の改善や貨物増大への課題、船社・フォワーダーへの影響などを分析、フォローアップなどの内容を検討する。

４．８　今後の取組方針のとりまとめ

実証実験の効果、課題などをとりまとめることにより、今後の取り組み方針（案）を作成する。

４．９　報告書の作成

報告書を指定仕様にて作成する。

５．予算に関する要件

本業務に係る予算は 11,517 千円以内（消費税込）とし、この範囲内で効率的かつ効果的な業務を企画提案すること。

なお、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なることがある。

旅費交通費について、積算上の基地は現地に最も近い本支店等が所在する市役所等としている。県外出張等は含めず、県外事業者等との意見交換が必要な場合は原則ＷＥＢによる実施とする。

６．一括再委託の禁止等

（１）一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ那覇港管理組合が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

〇契約の主たる部分

・契約金額の 50％を超える業務

・企画判断、管理運営、指導監督などの統轄的かつ根幹的な業務

（２）再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の葉には以下のとおりとする。

〇再委託により履行することのできる業務の範囲

・コンサルティングに必要な基礎資料調査等、その他那覇港管理組合が認めた業務

（３）再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による那覇港管理組合の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

〇その他、簡易な業務

・資料の収集・整理、複写・印刷・製本、原稿・データの入力及び集計

７．企画提案書の体裁及びプレゼンテーションについて

（１）企画提案書は、原則として、A4 版、左綴りとする（ただし、グラフ、表等は必要に応じて A3 版にして織り込むなど、理解しやすいように適宜工夫してもよい）。

（２）新型コロナウイルス感染拡大防止の為、対面でのヒアリング等を行わない場合、録音しないことを前提に電話や WEB による TV 会議などにより提案書の内容を確認する場合があるので留意すること。

８．業務の成果品及び著作権

業務の完了に際し、次の成果品を作成し、那覇港管理組合に提出すること。

ア	報告書	１部
イ	報告書（概要版）	10 部
ウ	上記ア、イの電子データ	一式　※CD-R 等で 2 部提出すること。
エ	関連資料	別途指示のあった資料等を提出

なお、当該成果品の著作権及び所有権は那覇港管理組合に帰属する。ただし、本業務の実施に当たり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受注者の責任をもって処理すること。

また、那覇港管理組合の許可を受けないで、他に公表、貸与、使用してはならない。

９．その他留意事項

（１）受注者は、業務の実施に当たっては、発注者である那覇港管理組合と適宜協議を進めていくものとする。また、本業務を遂行するにあたって知り得た事項は、那覇港管理組合の許可なく他に流用してはならない。

（２）この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者の双方が協議して定めるものとする。